

# 令和8年度 交通運輸技術開発推進制度における 研究開発業務（マッチング推進型） 提案要領

公募受付期間：令和8年4月6日（月）～令和8年5月22日（金）17時

## 【ご注意】

本事業への応募は「府省共通研究開発管理システム（e-R a d）」で行います。

なお、e-R a dの使用にあたっては、事前に「機関の登録」「研究者の登録」が必要となります。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって手続きを行って下さい。（詳細は別紙3参照。）

令和8年 3月 27日

国土交通省

総合政策局技術政策課

## 目 次

1. 交通運輸技術開発推進制度について	1
1. 1 制度の目的	1
1. 2 制度の支援概要	1
2. 研究テーマ及び公募期間	3
2. 1 研究テーマ	3
2. 2 公募期間	4
3. 参加資格要件	5
3. 1 機関の資格	5
3. 2 研究代表者及び研究分担者の資格	5
4. 提案書の提出	7
4. 1 提案書	7
4. 1. 1 提案書	7
4. 1. 2 その他の必要書類	7
4. 2 問い合わせ先	7
4. 3 研究費の範囲	7
4. 4 その他の注意事項	10
5. 公募開始から契約までの流れ	10
5. 1 契約までの全体スケジュール	10
5. 2 説明会の開催日時及び場所	11
5. 3 研究課題の選定	11
5. 3. 1 審査方法	11
5. 3. 2 審査基準	11
5. 3. 3 不合理な重複・過度の集中の排除	13
5. 4 委託契約について	14
5. 5 個人情報等の取扱い等	14
6. 契約後の責務等	14
6. 1 受託者の責務	14
6. 2 研究費の不正使用・不正受給ならびに研究上の不正について	16
6. 2. 1 不正使用及び不正受給への対応	16
6. 2. 2 研究上の不正行為への対応	16
6. 3 研究開発成果の取扱い	17

7. その他	19
7. 1 SBIR制度	19
7. 2 法令等に基づく手続きについて	19
7. 3 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について	19
7. 4 次世代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費	20
7. 5 技術流出防止措置について	20

---

別紙1. 共同研究実施届、共同研究体協定書（案）	23
別紙2. 提案書 記載要領	27
別紙3. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用方法について	42
別紙4. 府省共通経費取扱区分表	47

# 1. 交通運輸技術開発推進制度について

## 1. 1 制度の目的

交通運輸技術開発推進制度（以下「本制度」という。）は、安全安心で快適な交通社会の実現や環境負荷軽減等に資するイノベーティブな技術を発掘から社会実装まで支援する競争的資金制度<sup>※1</sup>です。研究開発の成果が、著しく変化する社会的・経済的ニーズに適時・適確に対応し、国土交通省の政策課題の解決につながるよう、国土交通省に設置する有識者から構成される交通運輸技術開発推進外部有識者会合（以下「有識者会合」という。）において審議・決定された研究テーマを設定した上で、民間企業、大学、独立行政法人等の機関に所属する方々から研究課題の公募を行い、提案された課題の中から有望性の高いものを採択した上で、研究開発業務として委託するものであり、技術開発の推進の観点から国土交通省の政策を推進することを目的としているものです。

※1 競争的資金制度：広く研究課題を募り、研究者の提案に基づいて実施される研究課題に対して研究資金を配分する制度

## 1. 2 制度の支援概要

本制度においては、「一般型」、「短期実証型」、「S B I R省庁連携型」、「マッチング推進型」等の公募枠を設けています。今回は「マッチング推進型」を公募対象としています。

各支援の概要は以下の通りです。

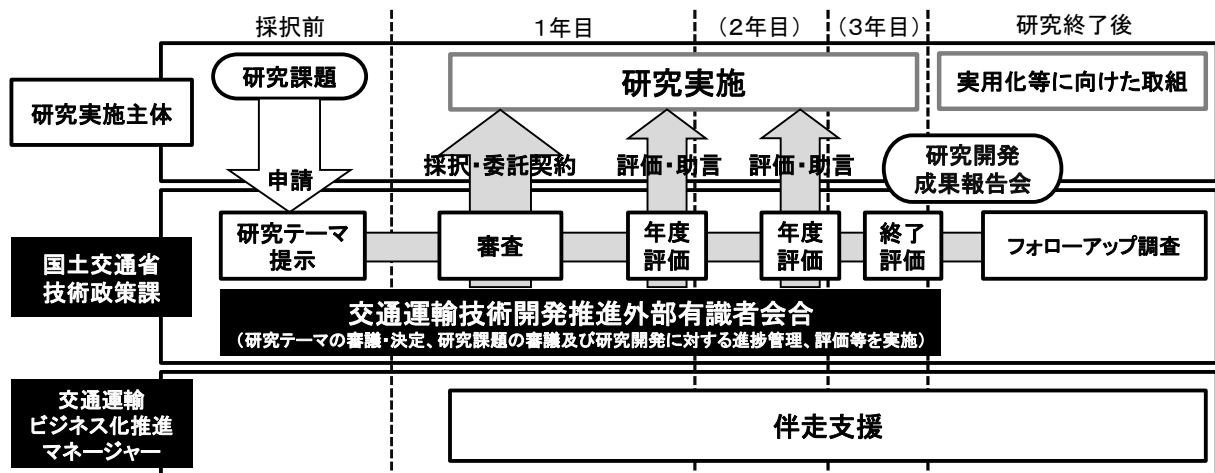
区分 <sup>※2</sup>	一般型	S B I R省庁連携型	マッチング推進型
研究開発期間	最長3年（令和10年度末まで）	最長2年（令和9年度末まで）	最長3年（令和10年度末まで）
費用負担額 <sup>※3</sup> <sup>※4</sup>	1課題あたり1年目の研究費の額は、直接経費、間接経費合わせて <u>上限2,000万円</u> （消費税込み）とします。（過去の研究開発の実績を踏まえ、複数年の研究計画を策定する場合には、総額6,000万円を上限とします。）	1課題あたり研究費の額は、直接経費、間接経費合わせて <u>上限2,000万円</u> （消費税込み）とします。（過去の研究開発の実績を踏まえ、複数年の研究計画を策定する場合には、総額4,000万円を上限とします。）	1課題あたり1年目の研究費の額は、直接経費、間接経費合わせて <u>上限2,000万円</u> （消費税込み）とします。（過去の研究開発の実績を踏まえ、複数年の研究計画を策定する場合には、総額6,000万円を上限とします。）
契約形態	委託契約（単年度毎 <sup>※5</sup> ）	委託契約（単年度毎 <sup>※5</sup> ）	委託契約（単年度毎 <sup>※5</sup> ）
対象とする内容 <sup>※6</sup>	概念実証（POC:Proof of concept）や実現可能性調査（FS:Feasibility study）で得られた成果等を前提として取り組む研究開発のうち、 <u>最長3</u>	新S B I R制度に基づくフェーズ1支援を受けており、概念実証（POC:Proof of concept）や実現可能性調査（FS:Feasibility	概念実証（POC:Proof of concept）や実現可能性調査（FS:Feasibility study）で得られた成果等を前提として取り組む研究開発のうち、 <u>最長3</u>

	年程度で成果が見込まれるもの	study) で得られた成果等を前提として取組む研究開発のうち、2年程度で成果が見込まれるもの	年程度で成果が見込まれるもの
参加資格要件	p. 5 「3. 参加資格要件」の通り		

- ※2 今回の公募対象でない一部区分は、記載を省略しています。
- ※3 研究費は可能な限り精査した金額を計上して下さい。過大な積算を行っている場合は、審査上マイナスとなることがあります。
- ※4 採択研究課題決定の際は、採択件数、審査結果等を踏まえ、研究計画の見直し、研究費の減額等の条件が付される場合があります。
- ※5 複数年度に渡る研究課題においても、毎年度、評価を実施し、その結果継続の可否を判断するため、単年度契約とします。
- ※6 指定補助金等の交付等に関する指針（令和6年6月4日閣議決定）のフェーズ2に相当します。

([https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/sbirseido/r5\\_sisin.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/sbirseido/r5_sisin.pdf))

また、本制度で採択する研究課題の事業化・実用化を促進するため、担当のビジネス化推進マネージャーを決定し、伴走支援を実施します。



## 2. 研究テーマ及び公募期間

### 2. 1 研究テーマ

令和8年度は、下記7つの研究テーマに対応する研究課題を公募します。研究テーマ①から⑦より1件程度の研究課題の採択を予定しています。また、採択に際してはスタートアップ支援枠として、スタートアップ企業等の優先採択を行います。詳しくは5. 3. 2をご確認ください。

○研究テーマ及びねらい

#### 研究テーマ①

船舶検査の効率化に向けた技術開発

船舶検査の分野では、主に検査官個人の知識と五感をもって、法令に定められた構造・設備等の安全基準に適合していることの確認を実施しているため、新たな技術を活用することによって、船舶検査に要する時間の削減や検査時の一層の安全性向上が期待される。

そこで、現行の船舶検査に活用できる先進技術を開発し、日本全国の船舶検査に導入することで、日本の船舶検査の効率化や検査時の安全性確保といったことにつながる。

#### 研究テーマ②

港湾工事における潜水作業の生産性・安全性向上に向けた水中部の簡易な状況把握に係る技術開発

日本の海上貿易を支える港湾インフラ分野では、生産年齢人口の減少に伴い、建設・維持に不可欠な潜水士の担い手不足が深刻な課題となっており、改善が必要である。

そこで、水中写真撮影に代わり、透明度の低い海域でも水中部の状況を容易な手順で即時に「見える化」する情報共有ツールを新たに開発し、普及促進させることで、潜水作業の安全性・生産性向上、ベテラン潜水士からの技術の伝承等により、担い手育成・確保につながる。

#### 研究テーマ③

航空機の脱炭素化に向けた燃費向上技術の開発

国際航空分野では、2050年カーボンニュートラルを目指す長期目標が採択され、脱炭素化に向けた取組が求められているところ、このような取組を推進していくためには、既存の航空機に適用できる技術が重要である。

特に、航空機の燃費性能向上が期待される機体表面のリブレット（サメ肌）加工技術について、実機での効果検証、安全性の認証取得等に必要の研究開発を行い、航空会社による同技術の既存機への導入（社会実装）を通じて、航空分野における脱炭素化の促進を図る。

## 研究テーマ④

### 航空機の更なるバリアフリー化に向けた機内設備の開発

航空分野においては、公共交通異動等円滑化基準に基づき、エアラインによる航空機内のバリアフリー化が進められているが、利用者からは更なるバリアフリー化を望むニーズが出ている状況。

このため、航空機メーカーと連携しつつ、安全性に係る認証取得を見据えた研究開発を行い、エアラインが導入可能なバリアフリー設備の社会実装につなげ、航空分野の更なるバリアフリー化を図る。

## 研究テーマ⑤

### ドローンの利活用推進に向けた技術開発

今般、中山間・過疎地域では、買い物難民対策としてドローン配送の社会実装が期待されている。事業化に向けては、補助者を配置しない目視外飛行の活用が進む一方、機体映像を伝送するための通信環境確保が課題である。携帯回線が利用困難な地域も多いことから、LTE に依存しない操縦者—機体間通信技術を研究開発・実装し、安全性向上、運航コスト低減、適用地域の拡大を図る。

## 研究テーマ⑥

### 海上交通における船舶間の無線通信分野の効率化・高度化に向けた技術開発

船舶間の意思疎通においては、主に国際 VHF を用いているが、昨今の船員不足が顕著となっている中、外国語通信を船員個々人の語学技能に依存しており、船舶交通の安全確保のために効率化・高度化が必要となっている。

よって、国際 VHF 機器と一体化したオフライン対応の多言語翻訳機を開発し、発話・受話を自動翻訳することで、円滑な船舶間通信が図られ、海上交通の安全に繋がるとともに副次的効果として船員不足解決の一助につながる。

## 研究テーマ⑦

### 航路標識施設の工事・維持管理を効率化・省力化するための技術開発

航路標識分野では、劣化が顕著で立地条件の厳しい環境下での危険が伴う労働型手法による劣化診断業務の安全性及び効率改善が必要である。

そこで、労働型手法に代わるDX技術（ドローンによる遠隔打診音音響測定及び画像劣化部測定等をし、AI解析を行うデジタル化）などを用いた技術を開発することによって、安全性及び作業効率の向上し、診断業務を促進し、適切な維持管理業務につなげる。

注）本制度は、交通運輸分野（鉄道、自動車、海事、港湾、航空、物流）の技術開発に関する提案が対象です。（建設技術に資する研究開発は対象外です。）

## 2. 2 公募期間

令和8年4月6日（月）～令和8年5月22日（金）17時

### **3. 参加資格要件**

#### **3. 1 機関の資格**

本業務への参加は、次の資格を満たしていることを条件とします。また本業務については、複数者による共同提案も可能です。その際には、共同して提案を行う複数者（以下「グループ」という。）の中からグループを代表して本公募手続きに係る連絡調整等を国との間で行う者を選定してください。なお、グループを構成する全ての者が、以下の全ての要件に適合している必要があります。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等（関東・甲信越）」の競争参加資格を有するものであること。
- (3) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### **3. 2 研究代表者及び研究分担者の資格**

研究代表者は、提案した研究課題の内容及びヒアリング等の審査過程での連絡・対応について、総括的な責任を有する者とします。また、研究課題が採択された後は、研究代表者は、研究の円滑な推進と研究目標の達成のため、研究分担者の代表として研究推進に係る連絡調整の中心になるとともに、各研究分担者の分担を含む研究計画の作成及び見直しに係る調整等、進捗管理を行うこととなります。研究代表者の変更は原則できません。

また、研究代表者及び研究分担者は、以下の要件に該当することが必要です。

- (1) 研究代表者及び研究分担者は、以下のいずれかに該当すること。
  - ①学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は同附属試験研究機関やその他公的研究開発機関に所属する研究者（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条に規定する一般職に属する職員を除く。ただし、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）の適用を受ける者及び非常勤職員はこの限りでない。）
  - ②研究を主な事業目的としている一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、又は当該法人に所属する研究者
  - ③日本に登記されている民間企業等又は当該法人に所属する研究者
- (2) 研究開発の成果を研究テーマの目的に沿って広く普及させる意志と能力を有すること。
- (3) 提案する研究内容を適切に実施する能力を有すること。
- (4) 日本語による面接審査に対応できる程度の語学力を有すること。

※「(1) ③」の「日本に登記されている民間企業等」は、以下の基準を満たすことを条件とします。

- 一 民法、商法その他法律により設立された法人であること。
- 二 提案した研究開発分野について実施する能力を有する機関であること。また、日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。

（提案した研究開発分野に関する研究について、自ら実施できる能力を有する機関

であることを証明する資料を記載・添付等すること。(例) 研究開発施設や事務所の所在地、研究施設の概要、近年の学会等研究開発活動に関する報告書等)

三 研究費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。

- ※ 競争的研究資金制度においては、できるだけ多くの研究者が提案できることが望ましく、特定の研究者への研究費の過度の集中を防ぐ必要があります。このため、エフォート(=研究専従率: 1年間の仕事時間を100%とした場合、当該研究課題の実施に必要とされる時間の配分率)の導入や府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による資源配分のチェックが行われていることから、提案の際は研究分担者が特定の研究者に偏ることのないようご留意ください。
- ※ 複数の機関と研究チームを構成するときは、それぞれの機関での研究遂行に責任を持つ「機関研究代表者」を決めて下さい。また、研究分担者とは、主体的に技術研究開発を行うその他の研究者を意味し、当該技術開発の遂行に関して研究代表者と協力しつつ責任を分担して技術研究開発を行う者です。研究分担者の所属する機関が研究代表者の所属する機関と異なる場合には、別紙1の共同研究体協定書、共同研究実施届を採択決定後速やかに提出してください。

## 4. 提案書の提出

応募にあたっては、4. 1. 1の提案書及び4. 1. 2のその他の必要資料を府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により提出してください。

### 4. 1 提案書

#### 4. 1. 1 提案書

本制度に研究開発課題を提案される方は、別紙2の提案書に必要事項を記入の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により提出を行ってください。申請に当たっては、**事前に府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への機関及び研究者情報の登録が必要**となります。詳しい提案・登録方法については、別紙3の【府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用方法について】をご確認ください。また、本制度においては申請者による手続き後に**所属機関による承認が必要となりますので、締切にはご注意ください**。

なお、提案書ファイルのアップロードにつきましては最大10MBとなります（提案書の差し替えは固くお断りします）。また、公募期間の最終日は通信環境が悪化する可能性がありますので、提案に向けたスケジュール管理には余裕を持って頂きますようお願いいたします（通信環境の悪化等による締切時間の延長等の措置は行いません）。

#### 4. 1. 2 その他の必要書類

○通知書：1部

- ・令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一参加資格等）に係る資格審査結果通知書（全省庁統一参加資格）の写し

※ 共同研究体については、全ての機関の通知書が必要となります。

### 4. 2 問い合わせ先

本制度に関する問合せ先は次のとおりです。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館3階 国土交通省総合政策局技術政策課 交通運輸技術開発推進制度担当 TEL： 03-5253-8111（内線25626） E-mail： <a href="mailto:hqt-giseika-koubou@gxb.mlit.go.jp">hqt-giseika-koubou@gxb.mlit.go.jp</a>
---

### 4. 3 研究費の範囲

本制度が負担できる研究費の範囲は、研究の遂行に必要な経費及び研究成果のとりまとめ・発表のために必要な経費とします。

計上可能な費目は、次のとおりです。区分の詳細は、別紙4「府省共通経費取扱区分表」を参照ください。

- ※ 府省共通経費取扱区分表は、「平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン」（平成22年7月8日 科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）における競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化に従って定められたものです。

#### ① 物品費

##### ア) 設備備品費

研究の遂行に必要な機器・設備類の購入費（据付費等の関連する営繕工事費を含む。）又は、借上に要する費用及び製造費、改造費（設計費含む。）、修理費等を計上することができます。

ただし、建物の建築・購入等、施設に関する経費は認められません。

#### イ) 消耗品費

研究の遂行に直接要する材料、消耗品（ソフトウェア含む。）の購入費又はこれらの製作費を計上することができます。

一般的には、研究者が通常使用する一般事務用品等の消耗品、パソコン、机、椅子等の什器類は、「間接経費」（下記⑤）に含まれることとしますが、当該研究の目的遂行にあたり必要と認められるものは計上することができます。

### ② 人件費・謝金

#### ア) 人件費

研究計画に氏名を登録している研究者が、当該研究業務に従事する場合は、人件費を計上することができます。

ただし、運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者の人件費（例えば、大学等、国公立試験研究機関、独立行政法人、特殊法人等の常勤の研究者の人件費）は本制度の経費では負担できません。

また、研究の実施に当たり、研究実施場所に一定期間出勤して実験補助、資料整理等を行う研究補助者（アルバイト、パート等）に対しての経費を計上することができます。

なお、合理的な理由がなく、人件費の構成比率が過大である案件は採択されない場合があります。

※ 研究採択者本人の人件費については、「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和2年10月9日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、事前に本制度の利用に当たり体制の整備状況や策定した活用方針を、財源の活用後には活用実績を報告してください。

#### イ) 謝金

研究を遂行するために、専門知識の提供、情報収集等で協力を得た人への謝礼として、謝金を計上することができます。

### ③ 旅費

- ・研究計画に氏名を登録している研究者及び研究補助者の国内での資料採取、観測・測定等の研究に必要な交通費及び滞在費、研究成果発表等のための国内外の研究集会への参加に必要な交通費及び滞在費について計上できます。
- ・研究遂行に必要なセミナーや講習会での講演のため又は技術指導のために、国内外の研究者を招聘するための交通費及び滞在費について計上できます。

### ④ その他

#### ア) 外注費

- ・ソフトウェアの作成、データの加工・分析、実験補助の外注等定型業務の請負として計上することができます。
- ・分析を外注する場合の経費、電子計算機使用料、データベース検索料等外部に役務を発注するために必要な経費（関連機器の保守・点検・修理等含む。）を計上することができます。
- ・外注による試作品の製作に係る費用（試作請負費の他、試作品用部品費、材料費及び予備部品費等を含む。）を計上することができます。

#### イ) 印刷製本費

論文掲載費、研究成果報告書、研究活動に必要な書類を作成するための印刷製本費などの経費を計上することができます。

#### ウ) 会議費

研究を遂行するために必要な会議費、シンポジウム等の会場費などの経費を計上することができます。

#### エ) 通信運搬費

一般的には「間接経費」（下記⑤）に含まれることとしますが、当該研究の遂行にあたり特別に必要で、かつ当該研究に使用することが明確にできる場合には、研究者間の電話、ファクシミリ、インターネットの利用料金等通信に要する経費及び研究資機材の運搬や試料の送付等に必要な経費を計上することができます。

#### オ) 光熱水料

一般的には「間接経費」（下記⑤）に含まれることとしますが、研究の実施に直接使用する実験棟、プラント、設備、装置等の運転等に要した光熱水料を計上することができます。光熱水料の額は、専用メーターが装着されている場合は、その使用料によります。専用メーターが装着されていない場合は、占有面積、使用時間等を勘案して合理的に算出して下さい。この場合、算出根拠を明確にして下さい。

機関内の施設において、当該研究で専用を使用するスペース及び当該研究に直接使用する研究設備・装置について、機関の規定等により使用料が規定されている場合は当該費用を計上することができます。

#### カ) その他(諸経費)

物品の賃借、学会参加費、特許関連経費、研究代表者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務の代行に係る経費（※1 バイアウト経費）、次代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費（※2）等、上記の各項目以外で研究の実施に直接必要な経費を計上することができます。

※1 バイアウト経費の執行に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和2年10月9日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、適切なエフォート管理を行うほか、研究の遂行に支障を来さない体制を構築してください。

※2 次代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費

- ・理数系の博士号取得者等によるオンラインでの小・中・高等学校における理科、物理・化学の授業や出前講座に係る経費。
- ・研究成果を中高生等が理解しやすいコンテンツとして SNS 等で配信するための経費。

#### キ) 消費税相当額

消費税に関して非（不）課税取引となる経費を計上することができます。

#### ⑤ 間接経費

研究業務を実施する際に間接的に発生する経費として、直接経費総額に 30% を上限とした比率を乗じた間接経費を計上することができます。

なお、間接経費を計上又は減率するかどうかは、各機関の判断によることができます。

ただし、間接経費を計上する場合は、研究プロジェクト採択決定後に間接経費率の根拠となる資料（規程類、直近年度の決算報告書等）を提出していただきます。

※ なお、上記のほか、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（令和 5 年 5 月 31 日改正）平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ」（内閣府の科学技術政策のホームページ [https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetsu\\_sikkou.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetsu_sikkou.pdf)）をご参照ください。）に基づくものとします。

## 4. 4 その他の注意事項

- ア) 本制度において、同一の研究者が研究代表者として複数の応募をすることはできません。
- イ) 同一と認められる研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等（競争的資金に限らない）を受けている研究開発の提案は認めません。
- ウ) 提出書類は日本語で記載してください。
- エ) 提案書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- オ) 提出された提案書類について、提案要領に従っていない場合や、不備がある場合、また、提案書の記述内容に虚偽があった場合は、提案を原則無効とします。なお、提案書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても提案書類の記載内容の変更は原則認めません。
- カ) 提案書類をはじめ、提出された提案関係書類はお返ししませんので、その旨予めご了承ください。
- キ) 採択された研究開発については、その研究開発計画の概要を公表することがあります。
- ク) 委託契約を締結した者は、当該研究開発で知り得た共同研究者の技術情報が漏洩しないよう、守秘義務を徹底してください。
- ケ) 研究費の合算使用については、旅費の場合は、「他事業分の出張と明確に区分出来る場合」、消耗品の場合は「他事業の用途と合わせて購入する場合で、他事業分の経費と明確に区分出来る場合」等の要件を付し、合算による使用を可能とします。

## 5. 公募開始から契約までの流れ

### 5. 1 契約までの全体スケジュール

令和8年4月6日（月）	公募開始
4月14日（火）	説明会の開催（オンラインでの開催）
5月22日（金）	公募〆切
5月25日（月）～6月下旬	研究課題の書類審査
7月上旬頃	研究課題のヒアリング審査
7月下旬頃	採択する研究課題の決定・公表
契約手続き完了後	研究開発の実施

※ スケジュールについては今後変更することがあります。その場合には、本制度のホームページ ([http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/safety/sosei\\_safety\\_tk2\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/safety/sosei_safety_tk2_000007.html)) でご案内します。

## 5. 2 説明会の開催日時及び場所

日時：令和8年4月14日（火）14時00分～15時30分

場所：オンライン（MicrosoftTeams での実施を予定）

※ 提案書の提出にあたり説明会への参加は義務ではありません

※ 参加される場合は、令和8年4月13日（月）正午までに下記のフォームよりお名前、メールアドレス、ご所属、参加人数をお送りください。

URL: <https://forms.cloud.microsoft/r/95F01EPCby>

※ 申し込みいただいた後、4月13日正午以降に担当者よりメールにて返信いたします。返信が無い場合にはお手数ですが4. 2のお問い合わせ先までお電話にてご連絡ください。

## 5. 3 研究課題の選定

### 5. 3. 1 審査方法

提出された提案書について、参加資格等の要件を満たしているか等を確認したのち、提案書の内容について有識者会合において研究課題の書類審査及びヒアリング審査を行います。その後、国土交通省における所要の手続きを経て、採択研究課題を決定します。

なお、有識者会合の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

※ 書類審査の結果によりヒアリング審査の対象となる研究課題を選別いたします。ヒアリング審査については、審査課題対象の研究代表者に連絡いたします。なお、ヒアリング審査での説明及び質疑応答は全て日本語で行います。

### 5. 3. 2 審査基準

以下の視点から総合的に審査します。

#### (1) 研究開発の必要性

研究内容が、国土交通省の提示するニーズに合致し、将来的な社会実装につながる研究課題であるか、などについて審査します。

#### (2) 研究開発の効率性

研究目標が明確かつ具体的であって、当該研究目標を達成するために適正な研究計画、研究手法及び研究の人員・組織体制を有するものであるか、などについて審査します。

### (3) 研究開発の有効性

研究成果が交通運輸技術の著しい向上につながるか、技術、安全性、生産性の（飛躍的な）向上につながるか、利用者に快適な利用、安全・安心をもたらすものであるか、などについて審査します。

### (4) 研究開発の社会実装性

国際標準化など研究成果を交通運輸分野に社会実装することを視野に入れているか、社会実装・事業化の見通しがあるか、などについて審査します。

※ ヒアリング審査の結果、同等の審査結果が複数生じた場合、以下を研究構成に含む研究課題を優先して採択することがあります。

- ・若手研究者（令和8年4月1日時点で40歳未満）
- ・「えるぼし」・「くるみん」認定を取得した企業等

※ 採択に際しては公募枠の一部をスタートアップ支援枠として、以下の何れかに該当する者を研究構成に含む研究課題を優先して採択を行います。

- i) 原則設立15年以内の科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第14項に規定する中小企業者
- ii) 事業を営んでいない個人（研究者等）であって、研究開発成果の事業化を目指すもの

（中小企業者の定義）

以下の1)又は2)に該当するものが中小企業者となります。

1) 以下の業種を営むものであり、資本金又は従業員数を満たす会社及び個人

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業、情報処理サービス業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

2) 以下の組合

- ・企業組合
- ・協業組合
- ・事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
- ・水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ・商工組合、商工組合連合会
- ・商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ・生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会（※）

- ・酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会（※）
- ・内航海運組合、内航海運組合連合会（※）
- ・技術研究組合（※）

（※構成員の2/3以上が 1） の条件を満たすことが必要）

### 5. 3. 3 不合理な重複・過度の集中の排除

競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保出来るかを確認するため、以下の措置を講じます。

- （1） 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、提案内容の一部を他府省を含む他の競争的研究資金担当課（独立行政法人である配分機関を含む。）に情報提供する場合があり、不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがあります。
- （2） 提案書類に記載されている他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況について事実と異なる記載があった場合は、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分をすることがあります。
- （3） （2）の研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の扱いについては、以下の方針のとおりとします。
  - a) 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみの提出を求めます。
  - b) ただし、当面の間、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出させることができます。この場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
  - c) 今後秘密保持契約等を締結する際、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とするよう働きかけることがあります。
  - d) 本指針に基づき、所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得るが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- （4） （2）の研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告していないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- （5） （4）のうち本応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

(6) 所属機関において「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)を踏まえ、利益相反・責務相反に関する規定の整備が重要であることから、所属機関としての規定の整備状況を確認するなど必要に応じて所属機関に照会することがあります。

※ なお、上記のほか、「競争的研究費の適正な執行に関する指針(令和3年12月17日改正)(平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」(内閣府の科学技術政策のホームページ([https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin\\_r3\\_1217.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf)))をご参照ください。)に基づくものとします。

## 5. 4 委託契約について

有識者会合における審査結果等を踏まえ、採択にあたっては、研究計画(様式)の修正を求める場合があります。提出いただいた研究計画書に基づき委託研究契約を締結します。

委託契約については、国土交通省大臣官房会計課と研究代表者及び研究分担者の所属する全ての機関との間で結ぶものとし、委託費の支払いについては、原則各年度末に委託契約の完成検査及び成果引渡しを行った後になります。

## 5. 5 個人情報等の取扱い等

(1) 提案書は、提案者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、研究開発課題によっては、他の競争的研究資金制度との重複の排除の調査等のため、提案に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(2) 審査結果については、申請者に通知します。また、採択課題については、採択課題名、申請者名等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(3) 内閣府において各省庁等の競争的資金の政府全体の動向を把握するためのマクロ分析を実施しており、本制度における採択課題についてもマクロ分析に必要な研究者情報等を内閣府に提供することになります。なお、マクロ分析に必要な情報については、e-Radにより入力していただきます。

## 6. 契約後の責務等

### 6. 1 受託者の責務

本制度において委託契約を結んだ主体は、以下の条件を守らなければなりません。

#### (1) 研究開発の推進及び管理

研究開発推進上のマネジメント、研究開発成果の発表等、研究開発の推進全般について責任を持っていただきます。特に、申請書の作成や定期的な報告書等の提出等については、申請者の責任の下一括して行うようにしていただきます。

経理事務については、原則として、研究代表者の所属機関の事務局が経理事務(口座の管理、会計帳簿への記帳・管理保管、機器設備等財産の取得及び管理など)を行います。

#### (2) 知的財産権の帰属等

研究開発により生じた特許権等の知的財産権は、産業技術力強化法(平成12年法律第44号。

通称、日本版バイ・ドール法。)により、受託者が以下の事項の遵守を約することを条件に、研究開発者が希望する場合には研究開発者に帰属させることができます。

- ① 研究成果に係る発明等を行ったとき、出願等を行ったとき及び設定登録を受けたときは、国土交通省に報告すること。
- ② 国土交通省が公共の利益のために当該知的財産権を必要とする場合に、国土交通省に対して無償で実施許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国土交通省が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の移転、又は特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権の設定若しくはその移転の承諾をしようとするときは、あらかじめ国土交通省の承認を受けること。
- ⑤ 当該知的財産権が国外で実施される場合や、外国研究機関（設立の準拠法にかかわらず、外国資本が50%超又はそれに準ずる機関）又は日本国以外の国籍を有する個人に知的財産権を実施許諾する場合は、非独占的な許諾であっても国土交通省に事前に申請を行い、承認を受けること。

### (3)取得財産の管理

研究により取得した財産の所有権は、発注者に帰属します。物品所有権を移転するまでの間は、受託者は、耐用年数1年以上かつ取得価格5万円以上の物品は備品として、耐用年数1年以上かつ取得価格50万円以上の物品は資産として適切に管理することとします。

また、委託業務の実施により生じた残存物件の返還については、成果物引渡し前に、発注者と協議の上、発注者の指示に従うものとします。

なお、被交付者は、耐用年数1年以上かつ取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の研究機器について、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で、一時的に（当該年度を超えない範囲で）他の研究開発に使用するために転用または貸付を行う場合は、下記①②の条件を付したうえ、所定の様式（「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて（令和5年5月24日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」のホームページ（[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu\\_rule\\_r50524.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf)）をご参照ください。）による報告書の提出をもって大臣の承認があったものとして取り扱うこととします。

- ① 使用予定者との間で一時使用に係る管理協定等を締結し、破損した場合の修繕費や光熱水料等使用に関する経費負担を明らかにしておくこと。
- ② 貸付けを行う場合は原則無償貸付とする。ただし、貸付額は、実費相当額を求めても差し支えないものとする。

### (4)その他

その他国の定めるところにより義務が課されることがあります。

## 6. 2 研究費の不正使用・不正受給ならびに研究上の不正について

### 6. 2. 1 不正使用及び不正受給への対応

競争的資金の不正使用及び不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下「善管注意義務」という。）に違反した研究者に対し、以下の措置を講じます。

- (1) 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう）を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への参加資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1年間から10年間とします。

- (2) 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への参加資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とします。

- (3) 善管注意義務に違反した研究者に対し、当該競争的資金への参加資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該義務違反の概要（義務違反をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、違反の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。

この善管注意義務に違反した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1年間又は2年間とします。

- (4) 被交付者の所属機関は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成20年10月21日）（平成27年6月2日改正）（国土交通省）」（国土交通省の「研究活動の不正行為への対応」のホームページ

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/safety/sosei\\_safety\\_tk2\\_000018.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/safety/sosei_safety_tk2_000018.html)）をご参照ください。）に基づき、適正に管理する体制を整備する必要があります。また、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、年に1回程度、既定の様式による報告を提出してもらいます。

### 6. 2. 2 研究上の不正行為への対応

競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗

用)があったと認定された場合、以下の措置を講じます。

(1) 当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることがあります。

(2) 不正行為に関与した者については、当該競争的資金への参加資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該研究不正の概要(研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限する場合があります。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2年間から10年間とします。

(3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とします。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1年間から3年間とします。

※ なお、6. 2. 2については、上記のほか、「競争的研究費の適正な執行に関する指針(令和3年12月17日改正)(平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」((内閣府の科学技術政策のホームページ[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin2\\_kansetsukeihi.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin2_kansetsukeihi.pdf))をご参照ください。)及び「研究活動における不正行為への対応指針(平成19年8月30日)(平成27年6月2日改正)(国土交通省)」(国土交通省の「研究活動の不正行為への対応」のホームページ[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/safety/sosei\\_safety\\_tk2\\_000018.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/safety/sosei_safety_tk2_000018.html))をご参照ください。)に基づくものとします。

## 6. 3 研究開発成果の取扱い

### (1) 研究開発成果報告書の作成

#### ① 研究開発成果報告書

委託契約書に定める成果物として、当該年度に行った研究開発によって得られた成果について、研究開発成果報告書を作成し提出していただきます。

なお、単年度課題及び複数年の継続課題の研究最終年度は、当該研究開発期間に行った研究開発によって得られた成果について、「総合研究開発成果報告書」として報告書を作成し提出していただきます。

#### ② 総合研究開発成果報告書(ダイジェスト版)

単年度課題及び複数年の継続課題の研究最終年度は上記「総合研究開発成果報告書」のほか、A4用紙10~20ページ程度のダイジェスト版を提出していただきます。

※ 国土交通省は提出された研究開発成果報告書及び総合研究開発成果報告書を自由に公開できるものとします。総合研究開発成果報告書及び総合研究開発成果報告書(ダイジェスト版)については、国土交通省ホームページでの公開を予定しています。

※ 電子ファイルは、Microsoft MS-word で編集可能なファイルとしてください。

## (2) 研究開発成果の発表

得られた研究開発成果については取得すべき知的財産権の獲得に悪影響が及ばない範囲で、国内外の学会、マスコミ等に公表し、積極的に研究開発成果の公開・普及に努めていただきます。また、研究開発期間中及び終了後、毎年度開催している研究開発成果の報告会において、得られた研究開発成果について発表していただきます。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による研究開発成果の発表に際しては、本制度において達成した成果であることを必ず明記し、公表した資料については提出していただきます。論文の謝辞に、本制度により助成を受けた旨を記載する場合には、体系的番号を含めてください。本制度の体系的番号は「JPJ002223」です。

(論文中の謝辞の記載例)

### 【和文】

本研究は国土交通省の交通運輸技術開発推進制度 JPJ002223 の助成を受けたものです。

### 【英文】

This work was supported by Transportation Technology Development Promotion Competitive Funding Program JPJ002223.

## (3) 研究課題の年度評価

毎年度、有識者会合にて年度評価を実施します。評価結果に応じ、研究計画の見直し又は研究の中止、研究実施体制の見直し、配分する研究費の見直しをします。受託者は有識者会合にかかる資料を作成して頂くとともに、ヒアリング審査に出席して頂きます。

## (4) 研究課題の終了時評価

研究開発期間終了後に有識者会合にて研究開発成果等の終了時評価を行うとともに、委託金額の使途の妥当性などについて評価を行います。受託者は有識者会合にかかる資料を作成して頂くとともに、必要に応じ、有識者会合におけるヒアリングに出席して頂きます。

なお、評価結果につきましては国土交通省ホームページにおいて個別研究開発課題評価書として公表いたします。

## (5) 研究成果のフォローアップ

契約期間終了後、受託者に対して行う研究開発成果の応用化、実用化状況等の調査に協力して頂きます。

## (6) データマネジメントプラン (DMP) 及びメタデータについて

研究開発成果については、研究データの管理・利活用を図るため、データマネジメントプラン (DMP) 及びこれと連動したメタデータの付与を行う必要があります。作成された DMP 及びメタデータについては提出を求めることがあります。

具体的な DMP 項目は「研究データ基盤整備と国際展開ワーキング・グループ報告書研究データ基盤整備と国際展開に関する戦略」(令和元年 10 月 研究データ基盤整備と国際展開ワーキング・グループ) P. 20、 P. 21、

<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/houkokusho.pdf>

具体的なメタデータの項目は「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日改正 統合イノベーション戦略推進会議）P.11、P.12 をご参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sankol.pdf>

その他については、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日改正 統合イノベーション戦略推進会議）に基づくものとします。

## **7. その他**

### **7. 1 SBIR制度**

本事業は、「新SBIR制度」の「指定補助金等」として指定されています。採択者が中小企業の要件に該当する場合、指定事業の成果を利用した事業活動を行う際に、以下の支援措置を受けることができます。（それぞれの制度を利用する際には、別途審査等が必要になります。）

(1) 日本政策金融公庫の低利貸付制度が利用できます。

※ 5年以内の貸付で担保・保証人がある場合。貸出条件等によって金利が変動します。

(2) 特許に係る審査請求手数料や特許料が減免されます。

(3) 資本金3億円を超える企業に対し、中小企業投資育成株式会社から投資を受けることができます。

(4) 国等の入札において、入札参加等級や過去の納入実績にかかわらず、入札参加が可能になるよう努めています。

詳細については、内閣府 総合科学技術・イノベーション会議が運営している「SBIR制度 特設サイト」をご参照ください。

<https://sbir.csti-startup-policy.go.jp/blank-5>

### **7. 2 法令等に基づく手続きについて**

研究計画を遂行するにあたり、相手方の同意・協力を必要とする研究、守秘義務及び個人情報取扱の配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組みを必要とする研究、安全保障貿易管理に係る取組みを必要とする研究など、法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、必ず研究開始前に適切な対応を行って下さい。

また、研究にかかわる共同研究機関や研究者等についても、同様に適切な対応を行うように周知徹底をして下さい。

### **7. 3 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について**

「科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」や「男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中

心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

これらを踏まえ、本制度においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

#### 7. 4 次世代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費

「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」（令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえて、本制度において、直接経費から次世代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費を支出することを可能としています。

#### 7. 5 技術流出防止措置について

人工知能・機械学習技術、ロボット工学等の「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」（令和4年9月30日閣議決定）第1章第3節（2）において示されている技術領域に関する研究課題であって、新規に開始する課題については、以下のとおりコア重要技術等に対して技術流出防止措置を講じてください。年度あたりの交付額が10億円以上となる場合、コア重要技術等を特定するとともに、その流出を防止するために必要な措置を講じ、これらの具体的な内容を所定の様式に記載してください。

年度あたりの交付額が10億円未満の場合においては、所属機関と相談してください。コア重要技術等の性質等に応じた流出防止措置を行うことが適切である場合は、該当するコア重要技術等及びその流出を防止するために必要な措置の具体的な内容を所定の様式に記載してください。

※ なお、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」（令和4年9月30日閣議決定）第1章第3節（2）において示されている技術領域は以下の通りです。

バイオ技術、医療・公衆衛生技術（ゲノム学含む）、人工知能・機械学習技術、先端コンピューティング技術、マイクロプロセッサ・半導体技術、データ科学・分析・蓄積・運用技術、先端エンジニアリング・製造技術、ロボット工学、量子情報科学、先端監視・測位・センサー技術、脳コンピュータ・インターフェース技術、先端エネルギー・蓄エネルギー技術、高度情報通信・ネットワーク技術、サイバーセキュリティ技術、宇宙関連技術、海洋関連技術、輸送技術、極超音速、化学・生物・放射性物質及び核（CBRN）、先端材料科学等

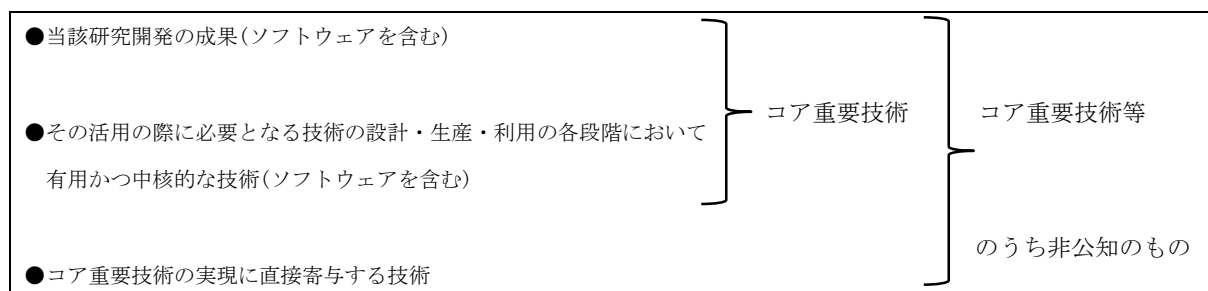
※ なお、コア重要技術及びコア重要技術等は以下の示す技術です。

コア重要技術：研究課題の成果及びその活用の際に必要な技術の設計・生産・利用の各段階において有用かつ中核的な技術（ソフトウェアを含む。）

コア重要技術等：コア重要技術及びコア重要技術の実現に直接寄与する技術（注）コア重

要技術、コア重要技術等いずれも公然と知られていないものに限る。

コア重要技術等についての補足説明は下表の通りです。



「当該研究開発の成果」：

国による資金を用いて実施した研究開発プログラムによって研究開発される技術（技術流出した際に、我が国の技術優位性の強化又は創出に影響があるもの）。

「研究開発成果の活用の際に必要なとなる技術」：

研究開発の成果を用いた製品・サービス化等の際に必要なとなる研究開発成果以外の技術。例えば、製品化の際に必要な製造設備やソフトウェア等。

「設計の段階において有用かつ中核的な技術」：

設計の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術。

「生産の段階において有用かつ中核的な技術」：

生産の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術。

「利用の段階において有用かつ中核的な技術」：

利用の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術。

「コア重要技術の実現に直接寄与する技術」：

その技術を知ることによってコア重要技術が漏洩する可能性がある技術。例えば、コア重要技術の開発手順や設計・生産に必須となる製造装置などのパラメータ設定、サンプルの試験方法や計測法、原材料の配合などのノウハウが該当。

【コア重要技術等の具体的なイメージ例】

- ・〇〇素材の生産の段階において必ず使用され、かつ性能を決定する温度・湿度条件
- ・〇〇プログラムを設計する段階において必ず使用され、かつ性能を決定するデータ など

※ なお、技術流出防止措置の一例は以下の通りです。

(ア) コア重要技術等へのアクセス管理

コア重要技術及び公然と知られておらず、かつ、コア重要技術の実現に直接寄与する技術（以下「コア重要技術等」という。）にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、及び適切な管理を行うために必要な体制や規程（社内ガイドライン等含む。）を整備すること。

(イ) コア重要技術等にアクセス可能な従業員の管理

(ア) に規定する従業員に対し相応の待遇（賃金、役職等の向上）を確保する等の手段により、当該従業員の退職等を通じたコア重要技術等の流出を防止する措置を講じるとともに、当該従業員が退職する際にはコア重要技術等に関する守秘義務の誓約を得ること

と。また、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係する法律の諸規定に十分配慮しつつ、退職後の競業避止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。

- (ウ) 取引先（共同研究パートナー等のサードパーティを含む。以下同じ。）における管理国の支援を受けて研究開発を実施する者ではなく、取引先がコア重要技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア重要技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、(ア) 及び (イ) に相当する内容の措置を講じることを求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア重要技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）及び下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）の諸規定に十分配慮すること。

別紙 1

令和 年 月 日

共同研究実施届（案）

国土交通省 様

「令和8年度交通運輸技術開発推進制度」に応募した研究課題の実施に関し、〇〇は、〇〇を代表者として、〇〇、〇〇及び〇〇と共同して、責任をもって業務の遂行にあたりますことを届け出ます。

代表者（又は構成員） 住所  
機関名  
代表者 氏名 印

注）代表者、構成員とも提出して下さい。

## 共同研究体協定書

(目的)

第1条 当該共同研究体は、国土交通省総合政策局に係る「〇〇〇〇研究」(以下「※※研究」という。)を共同連帯して行うことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同研究体は、〇〇共同研究体(以下「共同体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、令和 年 月 日に成立し、※※研究の契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は解散することが出来ない。

2 ※※研究の契約を締結することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該研究に係る契約が締結された日に解散することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、※※研究の履行に関し、共同体を代表して、国土交通省総合政策局及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約金の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果品(契約書に規定する指定部分に係る成果品及び部分引渡しに係る成果品を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し国土交通省総合政策局と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。

なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し国土交通省総合政策局と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担研究)

第8条 各構成員の※※研究の分担（以下「分担研究」という。）は、次のとおりとする。  
ただし、分担研究の一部につき契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇〇研究 〇〇株式会社

〇〇〇〇研究 〇〇株式会社

〇〇〇〇研究 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担研究の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、※※研究の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担研究の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担研究を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 ※※研究を行うにつき発注した共通の経費等については、分担研究額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担研究に関し、国土交通省総合政策局及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(研究途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が※※研究を完了する日までは脱退することはできない。

(研究途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが研究途中において破産又は解散した場合には、国土交通省総合政策局長の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担研究を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び国土交通省総合政策局長の承認を得て、新たな構成員を共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担研究を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第18条 共同体が解散した後においても、※※研究につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇共同研究体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇共同研究体構成員

代表者 〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇印

〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇印

〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇印

## 提案書 記載要領

○ 本記載要領では、提案書の様式と記載にあたっての注意事項等を紹介します。

**※提案書を提出する際、本ページは削除して下さい**

**『令和8年度交通運輸技術開発推進制度』研究課題提案書**

研究課題名			
研究期間	令和8年度～令和〇〇年度（△年間）		
研究代表者氏名	フリガナ		
	(漢字等)		
所属研究機関			
住所			
電話番号		F A X	
E-mail			
部局			
職名			
経理事務 担当者氏名		経理担当部局名・ 連絡先等	電話番号： FAX 番号： E-mail：
研究分担者氏名 ※1	フリガナ		
	(漢字等)		
所属研究機関			
住所	〒		
電話番号		F A X	
E-mail			
部局			
職名			

※1 研究分担者等は必要に応じて適宜記入欄を追加してください。

5.3.2に定める以下の条件に該当する場合はチェックをつけてください。

- ・若手研究者（令和8年4月1日時点で40歳未満）を研究構成に含む  
該当する
- ・「えるぼし」・「くるみん」認定取得した企業等を研究構成に含む  
該当する（取得した認定： \_\_\_\_\_）
- ・以下の何れかに該当する者を研究構成に含む
  - i)原則設立15年以内の科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第2条第14項に規定する中小企業者
  - ii)事業を営んでいない個人（研究者等）であって、研究開発成果の事業化を目指すもの該当する

(別紙2-1-1)

## 研究課題の内容

全体(別紙2-1-1)でA4サイズ5~6枚程度を標準とします。

※赤線二重枠  は作成・提出時に削除して下さい。

### 1. 研究の内容

#### (1) 研究の背景及び目的

研究課題を実施する背景や目的に加え、交通運輸分野を取り巻く社会情勢、目的を達成するために解決すべき課題、社会的ニーズ等を具体的に記述して下さい。

#### (2) 研究目標

研究課題の達成目標を記述して下さい。なお、多年度(最長3年)の研究計画を策定する場合は、年度毎の達成目標を具体的に記述して下さい。

#### (3) 研究計画及び方法

研究目標を達成するための研究計画及び方法などを具体的に記述して下さい。なお、多年度の研究計画を策定する場合は、年度毎の研究内容が分かるよう記述して下さい。

### 2. 研究の特色

本研究のアピールしたい点を中心に、適当な項目分けを行い記述して下さい。  
また、評価を受ける際に、当該研究の評価してほしい具体的な項目も記述して下さい。  
以下に、項目の例を示しますが、これにとらわれずに自由に研究の特色を記述して下さい。

#### (1) 本研究の必要性

- ・独創性、革新性、先導性、発展性等の科学的、技術的意義
- ・交通・輸送システムの安全性・信頼性・効率性等向上の社会的、経済的意義
- ・国や社会のニーズへの適合性及び国土交通省の政策課題解決への寄与度について記述して下さい。

#### (2) 本研究の効率性

- ・目標の妥当性、費用対効果の妥当性、手段やアプローチの妥当性等の計画が妥当か
- ・適切な研究の人員・組織体制等の実施体制が妥当か

について記述して下さい。

#### (3) 本研究の有効性

- ・研究成果が交通運輸技術の安全性、生産性の向上につながるか
- ・利用者に対してどのようなメリット(快適性、安全・安心)を与えるものか
- ・研究成果が引用されて新たな研究開発につながる可能性

について記述して下さい。

#### (4) 本研究の社会実装性

- ・研究成果をどのように社会実装するのか
- ・社会実装を通じて交通運輸分野の発展等にどのように寄与するのか

について記述して下さい。

- ・短期実証型の場合、必ず早期の社会実装(3年以内を目安)が見込まれることを示して下さい。

### (5) 本研究の国外市場開拓の可能性

- ・ 本研究を通じて開発した技術、成果を将来的に国外市場へ展開（売り込み）していく意向（予定）はあるのか
  - ・ 特許取得等により、将来的に開発した技術、成果をデファクトスタンダード化又は国際標準化できる見込みがあるものか
- について記述して下さい。

### 3. 不正経理及び不正行為等に対応した体制の有無

該当するものに○印を記入して下さい。

なお、機関に求められる体制等の詳細は、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」、「研究活動における不正行為への対応指針」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」をご参照下さい。

本研究に参加する研究者が所属する機関は、研究費の機関経理に相応しい仕組み、不正行為の発生防止及び発生に対応した体制等を備えていますか。

	備えている
	備えていない

### 4. 人権の保護及び法令等の遵守への対応

研究を遂行するにあたり、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究、安全保障貿易管理に係る取組を必要とする研究が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるか記述して下さい。

なお、該当しない場合には、その旨記述して下さい。

### 5. 技術流出の防止に対応した体制の有無

研究を遂行するにあたり、コア重要技術等に対して技術流出防止措置を講じる必要がある場合に、対象となるコア重要技術の概要と具体的に技術流出防止措置を講じるか記述して下さい。

なお、該当しない場合には、その旨記述して下さい。

本研究に参加する研究者が所属する機関は、技術流出の防止に関する体制等を備えていますか。

	備えている
	備えていない

コア重要技術の概要	
具体的な技術流出防止措置の内容	

(別紙2-1-2)

### 「研究開発年度計画（年次計画）・経費の見込み」

研究内容の年度計画・経費が分かるような計画表を作成してください。  
多年度の研究計画を策定する場合は、計画期間分の年次計画・経費が分かるようにしてください。

単位：千円

※研究期間が3年の場合の例（研究期間が1年又は2年の場合は列を削除してください。）

研究開発項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度
直接経費	1,000	5,000	6,000
(1)〇〇モデルの開発	〇〇の分析 450	〇〇の開発 2,000	〇〇の検証 2,000
(2) 〇〇データベースの開発	△△の分析 200	△△システム構築 500	△△の検証 2,000
(3) 〇〇解析システムの開発	□□の分析 350	□□の開発 2,500	□□の検証 2,000
間接経費	300	1,200	1,500
合計	1,300	6,200	7,500
総計		15,000	

(注)

- ・主な研究開発項目毎に記載して下さい（線表の下に見積額を記入する）
- ・間接経費は、直接経費の30%を上限として計上することができます。千円単位で記載願います。

(別紙2-1-3)

## 研 究 課 題 の 予 算

### 1. 主な機器設備等の内訳

主な機器設備、プログラムソフトの購入費及びプログラムソフトの開発費については、予定金額が50万円以上（間接経費を含まない）の場合、品名、仕様、用途及び予定金額を記入して下さい。

（複数ある場合は表をコピーして記入して下さい）

品 名	
仕 様	
用 途	
予定金額（百万円）	

### 2. その他

各個別機関毎の予算において、人件費が直接経費の総額で50%を超える場合は、詳細な理由を記述して下さい。

## 研究課題の概要

研究課題の概要をまとめ、イメージ図などを付けて、A4サイズ1枚に以下の例を参考に簡潔かつ要領よくまとめて記述して下さい。  
また、採択の場合、本概要は公表する場合があります。

### 記載例)

研究課題名 : ○○○○○○○○に関する技術開発

研究代表者 : ○○ ○○ (国立研究開発法人○○○○研究所)

機関研究代表者 : ○○ ○○ (国立研究開発法人○○○○研究所)

○○ ○○ (○○大学)      ○○ ○○ (○○○○株式会社)

### 研究の概要

#### 【背景及び目的】

○○○……………

#### 【研究内容】

○○○……………

#### 【成果の活用】

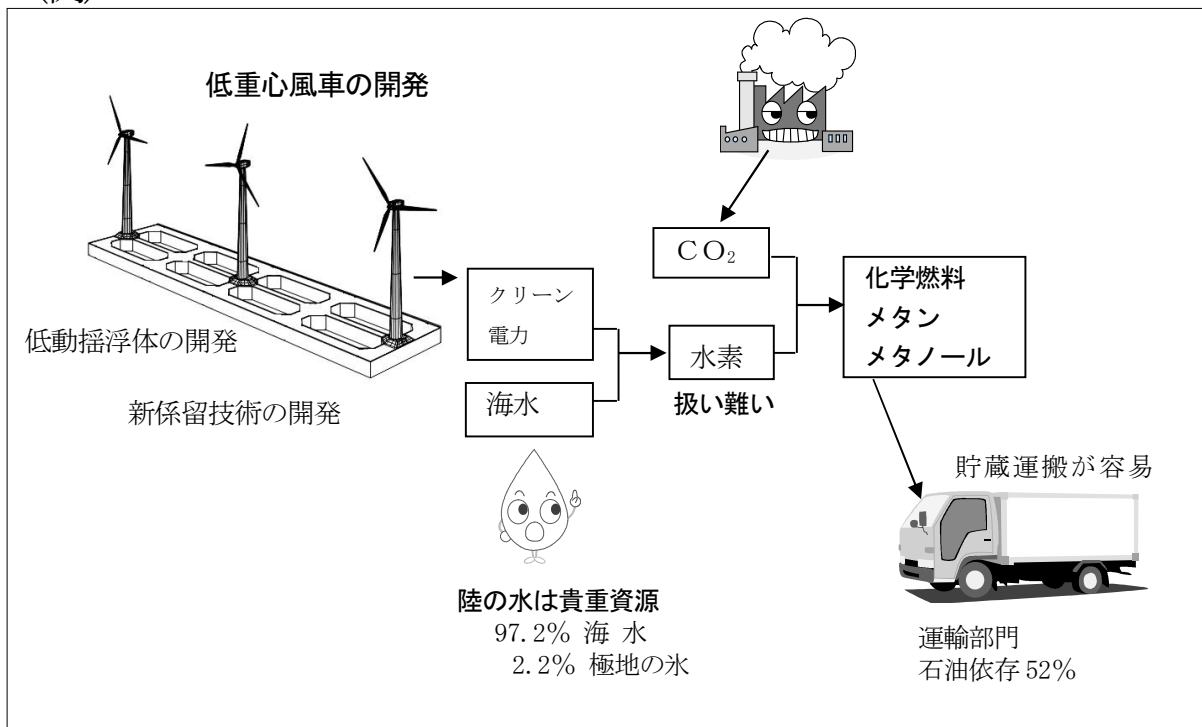
○○○……………

各項目について、それぞれ300字程度で簡潔に記述願います。

#### 【イメージ図】

研究の概要が分かるような図を付けて下さい。

### (例)



## 研 究 実 施 体 制

### 1. グループ研究の必要性

複数の機関で研究を実施する場合は、その必要性が分かるように、各機関の役割分担を簡潔に記述してください。

### 2. 実施体系図

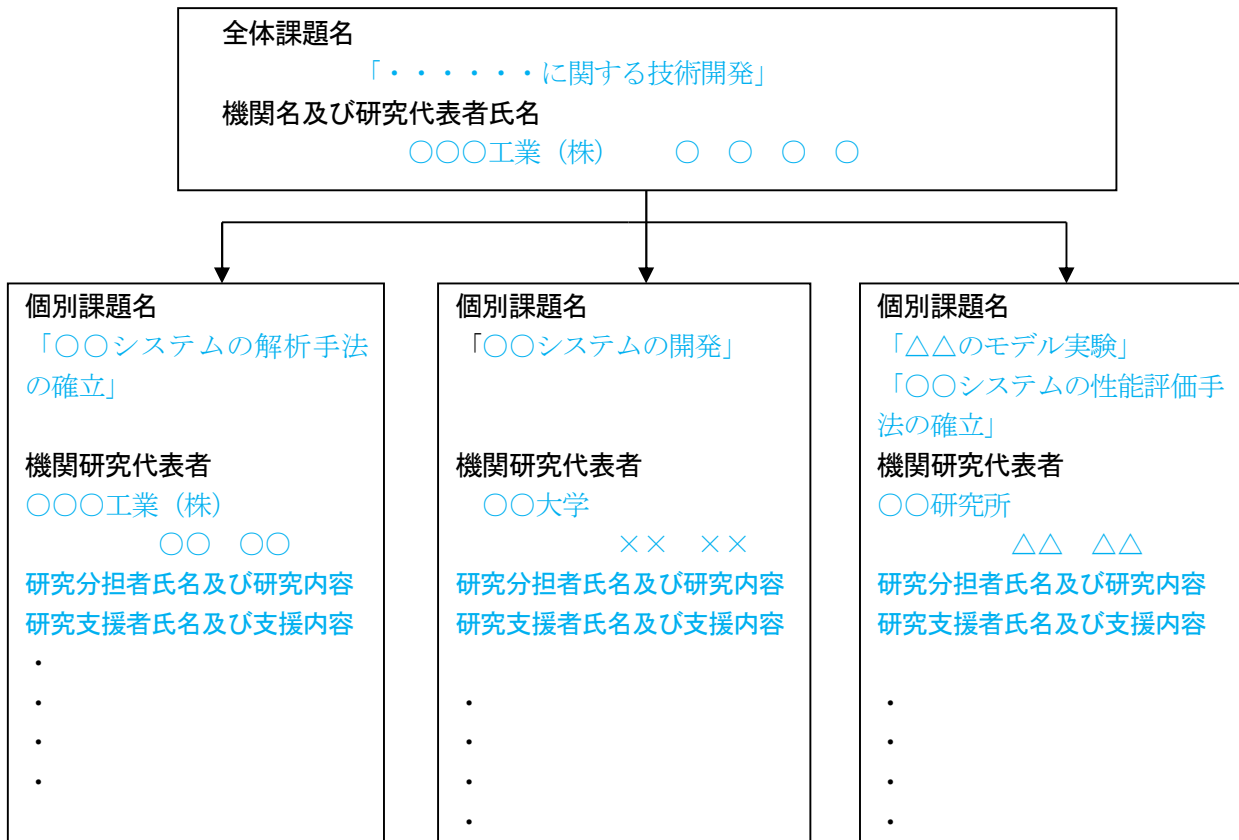
研究代表者と各個別機関の研究実施体制及び当該機関の役割をフローチャートで分かりやすく作成してください。

**【必須項目】**

- ① 応募課題に関する事項
  - ・ 全体課題名
  - ・ 機関名及び研究代表者氏名
- ② 各個別機関（研究代表者所属機関を含みます）
  - ・ 個別課題名
  - ・ 機関名及び機関研究代表者氏名
  - ・ 研究内容及び研究分担者氏名
  - ・ 研究支援者氏名及び支援内容

※研究支援者とは、研究者以外の研究補助者、技能者および研究事務その他関係者をいう。

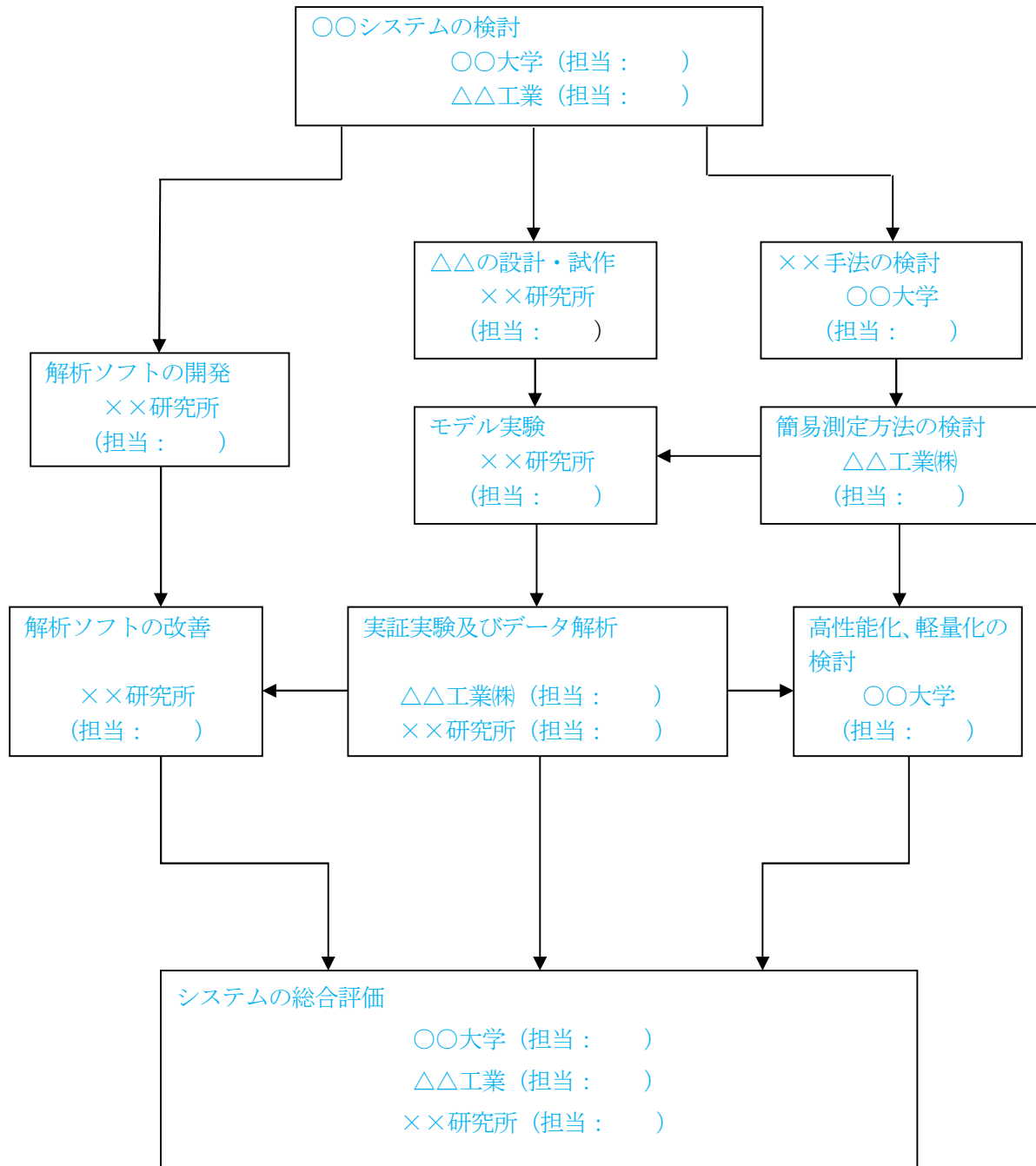
### 記載例)



## 研究実施フローチャート

研究全体の流れが分かるようなフローチャートを作成してください

記載例) この例はあくまでも参考ですので、これにとらわれず自由に作成して下さい。



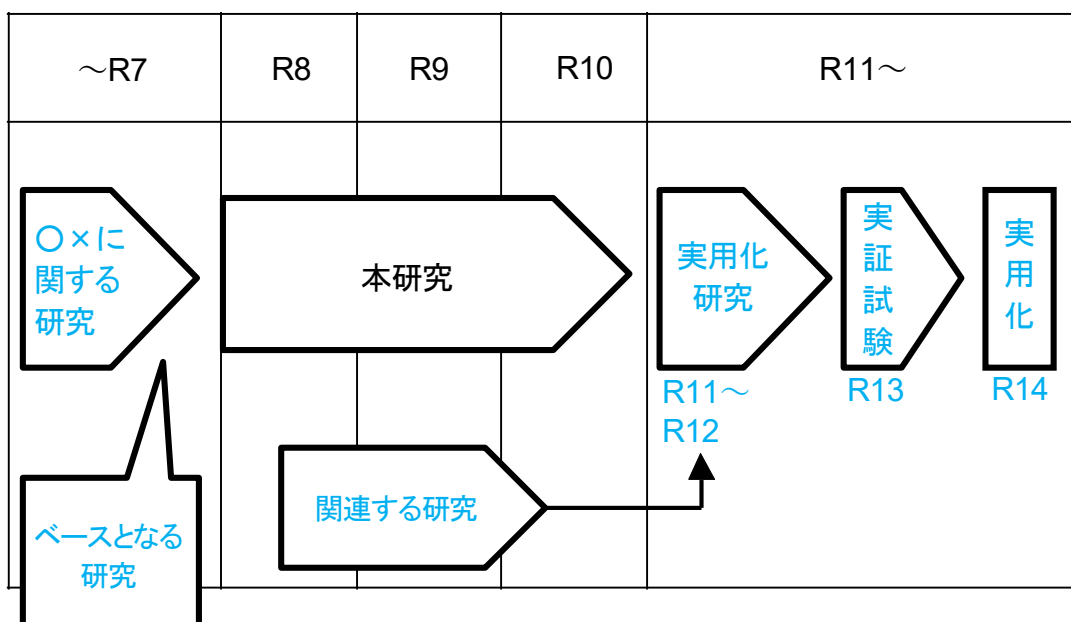
## ロードマップ

研究終了後の実用化を目指した実用化研究や実証試験、また、関連する研究開発や提案する研究課題のベースとなる研究について記載してください。

※研究テーマ自体の最終目標（実用化等）を踏まえた上で、本制度へ応募した研究課題がどの段階に位置付けられるかを明示して下さい。

※短期実証型の場合、必ず実証事業を含むロードマップを示して下さい。

記載例) この例はあくまでも参考ですので、これにとらわれず自由に作成して下さい。



(別紙2-2-5)

## 研 究 課 題 の 予 算

研究にかかる費用について、各費目の年度額の計画を記載してください。  
多年度の研究計画を策定する場合は、計画期間分の年度額について記載してください。

※研究期間が3年の場合の例（研究期間が1年、2年の場合は列を削除してください。）

(単位：千円)

(注)

大項目	中項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	計
直接経費	1. 物品費	設備備品費			
		消耗品費			
	2. 旅 費	旅 費			
		3. 人件費 ・謝金	人件費		
		謝金			
	4. その他	印刷製本費			
		会議費			
		通信運搬費			
		光熱水料			
		特許関連経費			
外注費※2					
間接経費 (上記経費の30%以内)					
合 計					

- ・研究開発全体の所要経費及び項目ごとの所要経費について、見込額を記述してください。
- ・間接経費は、直接経費の30%を上限として計上することができます。千円単位で記載願います。

※外注費を計上する場合には、以下に概要を示してください。

外注する内容：〇〇に関する解析	予算額： 千円
外注内容：〇〇〇	

(別紙2-2-6)

研究組織 (研究代表者及び研究分担者)

※研究分担者の人数に応じて適宜記入欄を追加してください。

	氏名 (年齢) 研究者番号※1	所属研究機関 部局 職名	現在の専門 ※2 学位 (最終学歴) 役割分担	令和8年度 研究経費 (千円)	エフオ ート (%)
研究代表者					
研究分担者					
研究分担者					
計 名			研究経費合計		

※1 研究者番号は、e-Radの登録番号を記載してください。

※2 専門は、できるだけ詳細に記載して下さい。(例：土木工学－海洋水理学－波動数値解析)

## 研 究 業 績

本欄には、研究代表者及び研究分担者がこれまでに発表した論文、著書、産業財産権、招待講演のうち、本研究に関連する重要なものを researchmap 等からコピーする等の方法で記入してください。なお、学術誌へ投稿中の論文を記入する場合は、掲載が決定しているものに限り、掲載が決定しているものに限ります。

- ① 例えば発表論文の場合、論文名、著者名、掲載誌名、巻、最初と最後の頁、発表年（西暦）について記入してください。
- ② 以上の各項目が記載されていれば、項目の順序を入れ替えても可。著者名が多数にわたる場合は、主な著者を数名記入し以下を省略しても可。

**※2頁以内で記入してください。**

(Researchmap テキスト出力のコピー例)

Non-negligible collisions of alkali atoms with background gas in buffer-gas-free cells coated with paraffin

Applied Physics B-Lasers and Optics 122(4) 81-1-81-6 2016年3月

Laser frequency locking with 46 GHz offset using an electro-optic modulator for magneto-optical trapping of francium atoms

Applied Optics 55(5) 1164-1169 2016年2月

Atomic spin resonance in a rubidium beam obliquely incident to a transmission magnetic grating  
Journal of Physics B-Atomic Molecular and Optical Physics 49(6) 065005-1-065005-5 2016年3月

Unexpected spin-parity assignments of the excited states in Be-9

Physical Review C 91(2) 2015年

Relaxation of Cs atomic polarization at surface coatings characterized by X-ray photoelectron spectroscopy

Japanese Journal of Applied Physics 54(6) 2015年

Non-negligible collisions of alkali atoms with background gas in buffer-gas-free cells coated with paraffin

Applied Physics B-Lasers and Optics 122(4) 81-1-81-6 2016年3月

Laser frequency locking with 46 GHz offset using an electro-optic modulator for magneto-optical trapping of francium atoms

Applied Optics 55(5) 1164-1169 2016年2月

Atomic spin resonance in a rubidium beam obliquely incident to a transmission magnetic grating  
Journal of Physics B-Atomic Molecular and Optical Physics 49(6) 065005-1-065005-5 2016年3月

Unexpected spin-parity assignments of the excited states in Be-9

Physical Review C 91(2) 2015年

Relaxation of Cs atomic polarization at surface coatings characterized by X-ray photoelectron spectroscopy

Japanese Journal of Applied Physics 54(6) 2015年

## 研究費の応募・受入等の状況・エフォート

本応募課題の研究代表者の応募時点における、(1) 応募中の研究費、(2) 受入予定の研究費、(3) その他の活動について、次の点に留意し記入してください。なお、複数の研究費を記入する場合は、線を引いて区別して記入してください。

- ①「エフォート」欄には、年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施等に必要となる時間の配分率(%)を記入してください。
- ②「応募中の研究費」欄の先頭には、本応募研究課題を記入してください。

※必要に応じて行を挿入して構いませんが、1頁以内で記入してください。

## (1) 応募中の研究費 (適宜記入欄を追加してよい。)

資金制度・研究費名 (研究期間・配分機関等名)	研究課題名 (研究代表者氏名)	役割 (代表・分担 の別)	令和8年度の 研究経費 (期間全体の額 (千円)	エフ オー ト(%)	研究内容の相違点及び他の研 究費に加えて本応募研究課題 に応募する理由
【本応募研究課題】 (R〇〇 ~R〇〇 )	〇〇に関する研究 ( )	代表	1,300 (15,000)	30	(総額 12,000 千円) 注)
△△研究 (R〇~R〇・△機関)	〇〇と△△の□□へ の依存性に関する調 査研究 (学振花子)	分担	3,000 (10,000)	20	研究とは××の視点から調 査する意味で異なり、本応 募研究により統合的に理解 が進むため。 (総額 7,000 千円) 注)
			( )		( ) 注)

## (2) 受入予定の研究費 (適宜記入欄を追加してよい。)

資金制度・研究費名 (研究期間・配分機関等名)	研究課題名 (研究代表者氏名)	役割(代 表・分担 の別)	令和8年度の 研究経費 (期間全体の額 (千円)	エフ オー ト(%)	研究内容の相違点及び他の研 究費に加えて本応募研究課題 に応募する理由
	( )		( )		(総額 千円) 注)
			( )		(総額 千円) 注)

(3) その他の活動 エフォート： 〇〇 %

注) カッコ内には、研究期間全体の直接経費の総額を記入してください。

## これまでに受けた研究費とその成果等

本欄には、研究代表者及び研究分担者がこれまでに受けた研究費（所属研究機関より措置された研究費、府省・地方公共団体・研究助成法人・民間企業等からの研究費等。なお、現在受けている研究費も含む。）による研究成果等のうち、本研究の立案に生かされているものを選定し、当該資金制度とそれ以外の研究費に分けて、次の点に留意し記述してください。

- ① それぞれの研究費毎に、資金制度名、期間（年度）、研究課題名、研究代表者又は研究分担者の別、研究経費（直接経費）を記入の上、研究成果及び中間・事後評価（当該研究費の配分機関が行うものに限る。）結果を簡潔に記述してください
- ② 当該資金制度とそれ以外の研究費は区別して記述してください。

（例）

資金制度名：

期間（年度）： 年度～ 年度

研究課題名：

研究代表者又は研究分担者の別：

研究経費（直接経費）： 千円

研究成果及び中間・事後評価結果：

### 【当該資金制度】

- (1) 交通運輸技術開発推進制度（一般型）、R4～R6、「〇〇に関する研究」、代表者、40,000千円  
××××の成果を得た。

### 【それ以外の研究費】

- (2) 基盤研究（B）、R4～R6、「〇〇に関する研究」、代表者、40,000千円  
××××の成果を得た。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）  
の利用方法について

(1) e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について

○府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス (応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等) をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electronic (電子) の頭文字を冠したものです。

○e-Rad を利用した応募方法

本制度への応募は e-Rad を通じて行っていただきます。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(i) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト (以下、「ポータルサイト」という。) から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②研究者情報の登録

研究機関は研究者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

(ii) e-Rad での応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

<注意事項>

① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイル (及び全省庁統一参加資格 1 ファイル) で、最大容量は 10MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に国土交通省総合政策局技術政策課 交通運輸技術開発推進制度担当者に問い合わせてください。

② 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。(e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。また、お使いの PC で利用できる PDF 変換ソフトのダウンロードも可能です。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用

マニュアルを参照してください。

- ③ 応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、研究者による応募申請の提出後、応募のステータスが「研究機関承認待ち」となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。
- ④ 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関受理待ち」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。 応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、提出締切日時までに、研究機関の承認が行われる必要があります。

提出締切日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、国土交通省総合政策局技術政策課 交通運輸技術開発推進制度担当者まで連絡してください。

(iii) その他

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（応募書類のフォーマットは変更しないでください。）応募書類の差替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

○その他

(i) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(ii) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問合せは、国土交通省総合政策局技術政策課 交通運輸技術開発推進制度担当者にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。交通運輸技術開発推進制度のホームページ及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合せ	国土交通省総合政策局 技術政策課 交通運輸技術開発推進 制度担当者	TEL:03-5253-8111 (内線 25626) E-mail: hqt-giseika-koubo1@gxb.mlit.go.jp
e-Rad の操作方法に関する問合せ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060(ナビダイヤル) 午前 9:00~18:00 (平日) ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。

○交通運輸技術開発推進制度のホームページ

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/safety/sosei\\_safety\\_tk2\\_000007.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/safety/sosei_safety_tk2_000007.html)

○e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

(iii) e-Rad の利用可能時間帯

原則として24時間365日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

(2) **e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて**

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本制度のウェブサイトにおいて公開します。

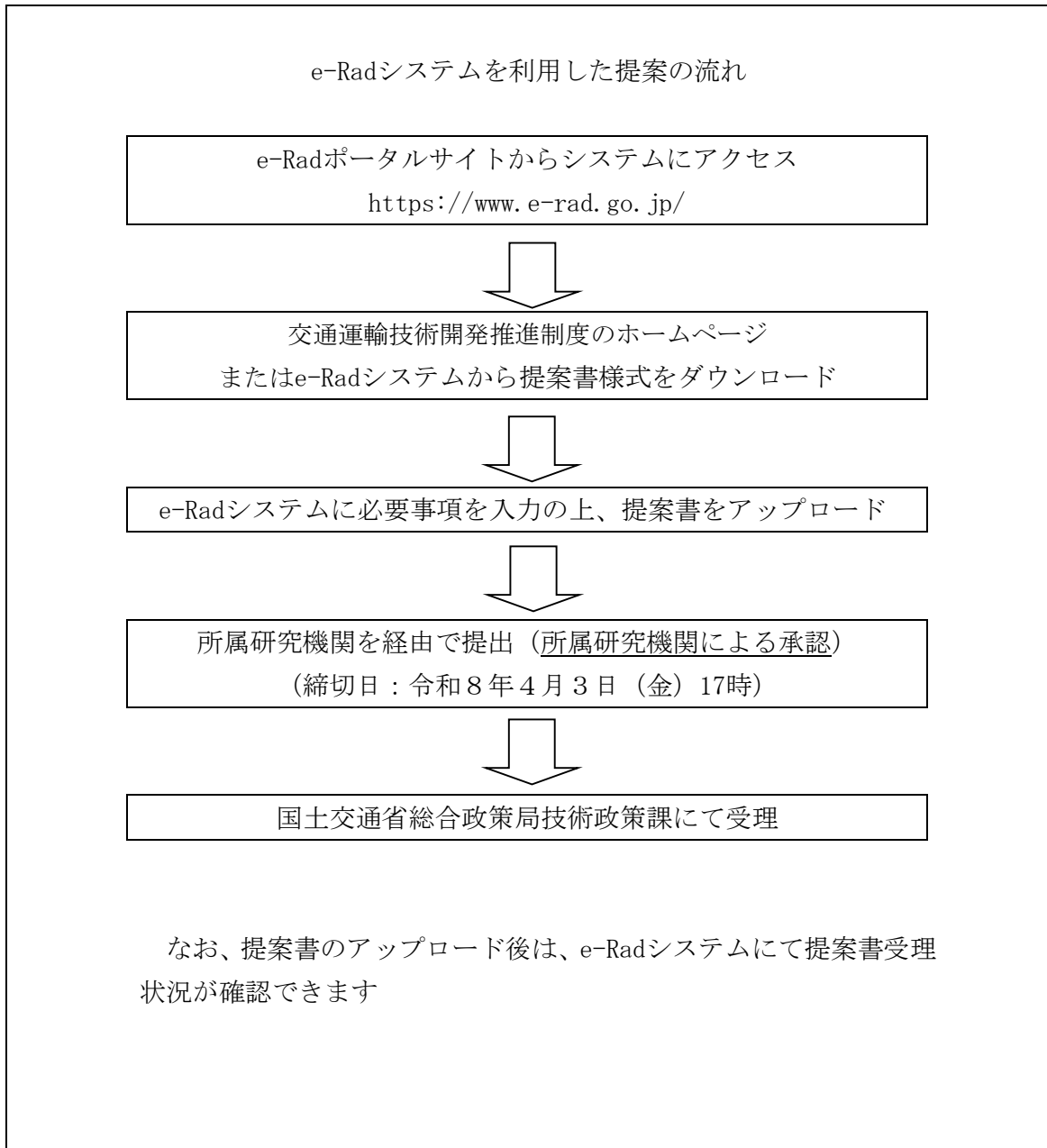
(3) **e-Rad からの内閣府への情報提供等について**

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

(4) e-Radシステムを利用した提案の流れ



府省共通経費取扱区分表

別紙 4

制度・事業名：交通運輸技術開発推進制度

大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示	中項目の設定・取扱等	特記事項	
直接経費	設備備品費	業務・事業の実施に必要な機械装置、工具器具備品等の購入、製造又はその据付等に要する経費。装置等の改造(主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出)及びソフトウェア(機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの)を含む。	契約時及び実績報告において「設備備品費」として額の報告を求める		
	物品費	業務・事業の実施に直接要した以下に例示する資材、部品、消耗品等の購入経費。 ・ソフトウェア ※バージョンアップを含む ・図書、書籍 ※年間購読料を含む ・パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM等 ・実験動物、試薬、試薬キット、実験器具類 ・試作品等	契約時及び実績報告において「消耗品費」として額の報告を求める		
	人件費・謝金	人件費	業務・事業に直接従事した者の人件費で主体的に研究を担当する研究者の経費 ・研究採択者本人の人件費(有給休暇等を含む)及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・ポストドク等、機関で直接雇用する研究員の人件費(有給休暇等を含む)及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向研究員の経費等 業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費 ・リサーチアドミニストレーター、リサーチアシスタント ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書等 * 人件費の算定にあたっては、研究機関の給与規程等によるものとする。	契約時及び実績報告において「人件費」として額の報告を求める	
		謝金	業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 ・研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金 ・講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金(講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正(外国語等)等) ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金 ・通訳、翻訳の謝金(個人に対する委嘱) ・学生等への労務による作業代 ・被験者の謝金等 * 謝金の算定にあたっては、研究機関の謝金支給規程等によるものとする。	契約時及び実績報告において「謝金」として額の報告を求める	
		旅費	旅費に関する以下の経費 ①業務・事業を実施するに当たり研究者及び補助員(学部学生・大学院生を含む)の外国・国内への出張又は移動にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費)。学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雑費を含む。 ②上記①以外の業務・事業への協力者に支払う、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費) ③外国からの研究者等(大学院生を含む)の招へい経費(交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費) ④研究者等が赴任する際にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費)等 * 旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。 * 旅費のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ)を含む。 * 「旅行雑費」とは、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「査証手数料」「予防注射料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいう。		
	その他	外注費	外注に関する以下の経費 業務・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の操作・保守・修理(原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む)等の業務請負 ・実験動物等の飼育、設計(仕様を指示して設計されるもの)、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負 ・通訳、翻訳、校正(校閲)、アンケート、調査等の業務請負(業者請負) 等 * 「再委託費・共同実施費」に該当するものを除く	契約時及び実績報告において「外注費」として額の報告を求める	
		印刷製本費	業務・事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費 ・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書類作成のための印刷代等	契約時及び実績報告において「印刷製本費」として額の報告を求める	
		会議費	業務・事業の実施に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費 ・研究運営委員会等の委員会開催費 ・会場借料 ・国際会議の通訳料 ・会議等に伴う飲食代・レセプション代(アルコール類は除く) 等	契約時及び実績報告において「会議費」として額の報告を求める	
		通信運搬費	業務・事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料 ・電話料、ファクシミリ料 ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料 等	契約時及び実績報告において「通信運搬費」として額の報告を求める	
		光熱水料	業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費	契約時及び実績報告において「光熱水料」として額の報告を求める	
その他(諸経費)	上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費 ・物品等の借損(賃借、リース、レンタル)及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、園場借料 ・研究機関内の施設・設備使用料 ・学会参加費(学会参加費と不可分なランチ代・パンケット代を含む。学会に参加するための旅費は「旅費」に計上) ・学会参加費等のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ) ・研究成果発表費(論文審査料・論文投稿料(論文掲載料)・論文別刷り代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等) ・広報費(ホームページ・ニュースレター等)、広告宣伝費、求人費 ・保険料(業務・事業に必要なもの) ・搬入手数料 ・データ・権利等使用料(特許使用料、ライセンス料(ソフトウェアのライセンス使用料を含む)、データベース使用料等) ・特許関連経費 ・薬事相談費 ・薬品・廃材等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レンタカー代、タクシー代(旅費規程により「旅費」に計上するものを除く) ・研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)等	契約時及び実績報告において「その他(諸経費)」として額の報告を求める			
消費税相当額(委託費のみ)	「人件費のうち通勤手当を除いた額」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「贈謝金」及び「保険料」の10%に相当する額等、消費税に関して非(不)課税取引となる経費	契約時及び実績報告において「消費税相当額」として額の報告を求める			
間接経費	直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要経費として、被配分機関が使用する経費。				
再委託費・共同実施費	委託先に委託業務の一部をさらに第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費(間接経費相当分を含む)	設定しない	研究業務の再委託等は認めない		